

営業種別の主な基準一覧

項目	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業	下宿営業
面積	(政令) 洋室: 9㎡以上 和室: 7㎡以上	(政令) 洋室: 9㎡以上 和室: 7㎡以上	(政令) 33㎡以上	(通知) 7㎡以上
客室数	(政令) 10室以上	(政令) 5室以上	なし	(通知) 3室以上
トイレ	(政令) 水洗式であり、座便式のものがある。 共用は、男女の区分がある。	(政令) 適当な数の便所を有する。	(政令) 適当な数の便所を有する。	(政令) 適当な数の便所を有する。
洗面所	(政令) 適当な規模の洗面設備を有する。	(政令) 適当な規模の洗面設備を有する。	(政令) 適当な規模の洗面設備を有する。	(政令) 適当な規模の洗面設備を有する。
浴室	(政令) 適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有する。	(政令) 適当な規模の入浴設備を有する。 (近接して公衆浴場等の入浴施設がない場合)	(政令) 適当な規模の入浴設備を有する。 (近接して公衆浴場等の入浴施設がない場合)	(政令) 適当な規模の入浴設備を有する。 (近接して公衆浴場等の入浴施設がない場合)
施錠	(政令) 洋室は、出入口及び窓は鍵をかけることができる。	(政令) 洋室は、出入口及び窓は鍵をかけることができる。	なし	(通知) 出入口及び窓は鍵をかけることができる。
玄関帳場	(政令) 宿泊者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有する。	(政令) 宿泊者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有する。	(通知) 宿泊者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有する。	(通知) 宿泊者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有する。
施設数 (H22.3現在)※	9,688	48,966	23,429	869

※出典: 厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

第4回 生活衛生関係営業等衛生問題検討会
 平成23年3月11日
 資料3